



13 仕事・生活

就職相談

(1) 足立公共職業安定所(ハローワーク足立)

- ◆内容 障がい者についての専門の窓口を設け、求職から就職後のアフターケアまで行います。また、ミニ面接会等の実施、手話通訳付の相談等を行います。
※手話通訳付相談日：月 2～3 回（14 時～16 時）
- ◆問合せ先 足立公共職業安定所 **TEL** 03-3870-8609 **FAX** 03-3882-8743

(2) 障がい福祉センター雇用支援室

- ◆内容 障がい者が仕事に就くため、働き続けるための相談を行います。また、就労促進訓練室と一緒に就労に関する事業を展開します。
- ◆問合せ先 障がい福祉センターあしすと 雇用支援室（☞ 16 ページ参照）

(3) 東京障害者職業センター(高齢・障害・求職者雇用支援機構)

- ◆内容 就職や復職、職場定着に向けた職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援やリワーク支援を実施しています。その他、企業を対象とした障がい者雇用に関する相談・支援、講習会、支援機関を対象とした各種研修・セミナー等を行っています。
- ◆問合せ先 東京障害者職業センター
〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階
TEL 03-6673-3938 **FAX** 03-6673-3948 **E-mail** tokyo-ctr@jeed.go.jp
リワークセンター東京（リワーク支援）
〒111-0041 台東区元浅草 3-18-10 上野 NS ビル 7 階
TEL 03-5246-4881 **FAX** 03-5246-4882

(4) 日本視覚障害者職能開発センター

- ◆内容 目の不自由な方の職業訓練や総合相談を行います。また、就労継続支援 B 型、就労移行支援、就労定着支援、自立訓練（生活訓練）の「東京ワークショップ」を設置し、働く場の提供（テープ起こし等）と就職支援などを行います。
- ◆問合せ先 日本視覚障害者職能開発センター
〒160-0003 新宿区四谷本塩町 2-5
TEL 03-3341-0900 **FAX** 03-3341-0967

(5) 障害者雇用就業サポートデスク(東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課)

- ◆内容 就職を希望する障がいのある方と障がい者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障がい者のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他障がい者雇用に関する資料もご覧いただけます。※職業紹介はしていません。※事前予約制
- ◆受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
- ◆問合せ先 公益社団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課
〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階
TEL 03-5211-5462（飯田橋・多摩共通）
URL <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



職業訓練

(1) 障害者委託訓練事業（東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課）

- ◆内容 企業をはじめ、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の多様な委託先（訓練機関）で職業訓練を行います。
- ◆費用 無料（交通費、昼食代等自己負担あり）
- ◆申込先 居住地管轄のハローワークの障害者担当窓口で、申し込みください。
- ◆問合せ先 公益社団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 委託訓練推進班
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階
TEL 03-5211-2683 **URL** <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

(2) 東京都立城東職業能力開発センター

- ◆内容・対象 軽度の知的障がい者を対象に、ワークアシスト作業を中心とした職業訓練を行います。
- ◆申込先 足立公共職業安定所 **TEL** 03-3870-8609 **FAX** 03-3882-8743
- ◆問合せ先 城東職業能力開発センター **TEL** 03-3605-6140 **FAX** 03-3605-6124

(3) 東京障害者職業能力開発校

- ◆内容 身体、精神、発達、知的障がい者を対象に職業訓練や、ハローワークと連携して就職の相談・支援を行います。
- ◆申込先 足立公共職業安定所 **TEL** 03-3870-8609 **FAX** 03-3882-8743
- ◆問合せ先 東京障害者職業能力開発校 **TEL** 042-341-1427 **FAX** 042-341-1451

(4) 重度身体障害者在宅パソコン講習事業

- ◆内容 在宅でインターネットを利用した、就労に必要なコンピューター技術の講習を行います。
- ◆対象 週20～30時間程度の学習が可能な身体障害者手帳1級～3級かつ高校卒業程度の学力有する都内在住の方
- ◆費用 無料
- ◆問合せ先 東京コロニー職能開発室
〒164-0001 中野区中野5-3-32
TEL 03-6914-0859 **FAX** 03-6914-0869



(5) 国立職業リハビリテーションセンター

- ◆内容 障がいのある方々の自立に必要な職業指導・職業訓練などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。
- ◆対象 公共職業安定所に求職登録をしている、以下のいずれかに当てはまる方
 - ①身体障がい、高次脳機能障がいまたは難病のある方
※通所が困難な場合は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの宿舎が利用できます。
 - ②通所が可能な、精神障がい、発達障がいまたは知的障がいのある方
- ◆問合せ先 国立職業リハビリテーションセンター
〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2
TEL 04-2995-1201 **FAX** 04-2995-1277

仕事・生活

(6) 盲人ホーム

- ◆内容 あん摩・はり・きゅう師の免許を持つ視覚障がい者で、自営または雇用されることが困難な方に、入所・通所による施術の場の提供や、あん摩・はり・きゅうに関する技術指導や自立のための援護・指導を行います。
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（☞11ページ参照）

(7) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師資格養成施設

※国立障害者リハビリテーションセンター (☞ 120 ページ (就労移行支援) 参照)

障がい者雇用と事業主への助成

- ◆内容 障害者雇用納付金制度にもとづく助成金は、事業主等が障がい者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障がい者の新規雇入れや雇用の継続が困難であると認められる場合に、その一時的な経済的負担を軽減し、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的として支給します。
※助成金は、高齢・障害・求職者雇用支援機構の予算の範囲内で支給されます。
- ◆問合せ先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
東京支部 高齢・障害者窓口サービス課
〒130-0022 墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5 階
TEL 03-5638-2284 FAX 03-5638-2282

障がい者の雇用・就労支援

(1) 足立区障がい者相互支援ネットワーク会 (Aふらんき)

- ◆内容 区内の障がい者が通う施設が連携し、受注作業や各種イベントでの自主生産品の販売等を行います。
- ◆問合せ先 障がい福祉センターあしすと 雇用支援室 (☞ 16 ページ参照)

(2) 障がい者保護雇用清掃事業 (Jステップ)

- ◆内容 一般企業等での就労が困難な知的障がい者のために、就労援助体制を整備し、雇用しています。
- ◆問合せ先 足立区社会福祉協議会 (区役所南館 11 階)
TEL 03-3880-5740 FAX 03-3880-5697

(3) 障がい者の店

- ◆店舗一覧 ①友愛の店 (竹の塚 2-25-17 竹の塚センター 1 階) TEL 03-3859-4145
②茶房ゆうあい (中央本町 1-17-1 区役所北館 2 階) TEL 03-3880-5525
③喫茶ゆうあい (梅田 7-33-1 梅田センター 1 階) TEL 03-5681-3131
④茶館妙好 (千住橋戸町 23 千住金属工業(株)内) TEL 03-3888-9882
- ◆問合せ先 障がい福祉課障がい福祉係 (区役所北館 1 階)
TEL 03-3880-5255 FAX 03-3880-5754

重度障がい者等就労支援特別事業

- ◆内容 通勤や職場における、重度障がいのある方の就労に必要な支援について、企業による支援とあわせて、重度訪問介護、同行援護または行動援護 (☞ 25 ページ参照) を利用することができます。
- ◆対象 次のいずれにも当てはまる方
①民間企業(自営業含む)等に就労する障がい者(就労時間が 1 週間のうち 10 時間以上)で、重度訪問介護、同行援護または行動援護を利用している方
②本事業を利用することにより、就労の継続や所得の向上が見込まれる方
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係 (☞ 11 ページ参照)

重度障がい者大学等修学支援事業

- ◆内容 重度の障がいがある方が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間、必要な身体介護を提供し、大学修学を支援します。
- ◆対象 重度訪問介護の支給決定を受けている方で、大学等で修学する方
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（☞ 11 ページ参照）

資金の貸付

（1）生活福祉資金の貸付

- ◆内容 資金の貸付と必要な相談支援を行います（下表「福祉資金一覧」参照）。
- ◆対象 ①障がい者世帯（「身体障害者手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方、あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービス受給者証を所有している方の属する世帯）
②日常生活には困っていないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要としていること
③返済の見込みが立てられる状況であること
④足立区内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること
- ◆問合せ先 足立区社会福祉協議会（区役所南館 11階）
TEL 03-3880-5740 **FAX** 03-3880-5697

表 福祉資金一覧

資金の目的	貸付上限額
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円
住宅の増改築、補修等に必要な経費	250 万円
住居の移転等に必要な経費	50 万円
就職の支度に必要な経費	50 万円
障がい者サービス等を受けるのに必要な経費	170 万円
生業を営むために必要な経費	460 万円
技能習得に必要な経費	※技能習得期間ごとに設定
その他日常生活上一時的に必要な経費 (給排水設備・ガス配管等の設備・電気設備・冷暖房設備を設けるために必要な費用や、車の修理に必要な費用等)	50 万円

※資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。

（2）交通遺児等への育成資金貸付

- ◆内容 自動車事故が原因で、死亡または重度の後遺障がいが残った方の子ども（0歳から中学校卒業まで）を対象に、無利子で生活資金を貸付けます。
- ◆問合せ先 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）東京主管支所
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階
TEL 03-3621-9941 **FAX** 03-3621-9944

